

函館税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税の確定申告

令和6年分の確定申告書の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。ただし、還付申告書は、2月17日(月)以前でも提出できます。確定申告会場への入場には「入場整理券」(LINE公式アカウントで事前発行または会場で当日配付)が必要となり、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。

パソコンやスマートフォンを利用したe-Taxでの申告が便利です！

ご自宅からパソコンやスマートフォンを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は、①マイナンバーカード②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタを用意すれば、「e-Tax」を利用して提出できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご確認ください。

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！

所得税および復興特別所得税の納期限は、3月17日(月)です。以下のいずれかの方法で、納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続について」をご確認ください。

振替納税	振替日(4月23日(水))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※振替納税をお申し込みの場合は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月17日(月)までに提出してください。なお「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」はe-Taxでも提出できます ※振替納税を利用中の方が転居などにより所轄税務署が変わった際に、引き続き振替納税を希望される場合は、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した確定申告書または「納税地の異動又は変更に関する申出書」の提出が必要となります
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、税務署または利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時または指定した期日に口座引き落としにより納付できます。
インターネットバンキングなど	納付情報を登録することで、インターネットバンキングやATMなどで納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅のパソコンなどで、専用のWebサイトから納付できます。
スマホアプリ納付	決済専用Webサイト(スマートフォン専用)において、スマホアプリ決済(〇〇Payなど)を利用して納付ができます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅で、国税庁ホームページで提供する作成システムなどから納付に必要な情報を二次元コードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります
窓口納付	現金に納付書を添え、納期限までに金融機関(歳入代理店)または所轄税務署で納付できます。

還付される税金がある場合の受取方法

還付金の受け取りで振り込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は記号番号のみ)を正確に記載してください。

▼お問い合わせは、函館税務署(0138-31-3171)へ。